【規程番号　神女短Ⅵ－002】

神戸女子短期大学授業料等未納者の除籍等に関する取扱規程

（目的）

第１条　この規程は、神戸女子短期大学学則第 17 条第３号に規定する「授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者」の除籍等手続を定める。

（除籍とする未納期間）

第２条　除籍理由のうち、「督促してもなお納付しない」期間については当該未納学期の最終月の末日とする。ただし、卒業年度後期については当該年度の１月末日とする。

（9 月卒業見込み学生の取扱）

第３条　９月末卒業の対象となる可能性のある学生の「督促してもなお納付しない」期間については、前条の規定にかかわらず別途指定する期日とする。

（未納学期の履修登録、期末試験等の取扱）

第４条　授業料等の未納学期における履修登録や試験の成績及び修得単位認定は授業料等が納付されるまで保留する。

（納付督促）

第５条　授業料等の納付指定期日までに納付しない者については、その保証人に対して納期経過後督促を行い、第２条又は第３条に規定する期日までに納付しない場合は自動的に除籍となる旨告知する。

（除籍の日付）

第６条　除籍の日付は、授業料等が納付されている学期の末日とする。

（除籍の確認）

第７条　除籍の決定に際しては、第２条及び第３条に規定する未納学期最終月の翌月の部局長等会議の意見を聴いて学長が決定し、同月の教授会に報告する。

（除籍の通知）

第８条　前条の確認、報告を経て除籍を決定した場合は、当該学生の保証人に対し第６条に定める日付をもって除籍した旨を第２条に定める日付をもって通知する。

（修得単位の認定）

第９条　本規程に基づいて除籍された者の修得単位の認定は、授業料等の納付が完了した学期までの単位とする。

（規程の改廃）

第 10 条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行し、平成 14 年度入学生から適用する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。